

事 務 連 絡
令和6年1月19日

各 都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の一部改正に係る消費生活協同組合（連合会）への周知について

標記について、別添のとおり、大臣認可組合に対し、情報提供いたしました。

各都道府県におかれましては、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に進めていただくため、所管組合に対する本対応指針の周知について御協力をお願いいたします。